

総社市建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第12号

総社市建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則

総社市建築計画概要書等閲覧規則（平成17年総社市規則第153号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改正後	改正前
<p data-bbox="257 922 851 954">総社市建築計画概要書等の閲覧等に関する規則</p> <p data-bbox="224 997 302 1029">（趣旨）</p> <p data-bbox="174 1034 1108 1356">第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定に基づき、同条第1項の規定による建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書及び全体計画概要書並びに<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けた道路の建築基準法施行規則第10条第1項の規定に基づく公告文書（当該公告により縦覧に供した図面を含む。）（以下「概要書等」という。）の閲覧及び写しの交付（以下「閲覧等」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="224 1361 414 1393">（閲覧等の場所）</p> <p data-bbox="174 1398 891 1430">第2条 <u>概要書等の閲覧等の場所</u>は、建築住宅課とする。</p>	<p data-bbox="1209 922 1635 954">総社市建築計画概要書等閲覧規則</p> <p data-bbox="1176 997 1254 1029">（趣旨）</p> <p data-bbox="1126 1034 2060 1212">第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定に基づき、同条第1項の規定による建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、<u>建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書（以下「概要書」という。）</u>の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1176 1361 1310 1393">（閲覧場所）</p> <p data-bbox="1126 1398 1787 1430">第2条 概要書の閲覧場所は、建築住宅課内とする。</p>

改正後	改正前
<p>(<u>閲覧等の時間等</u>)</p> <p>第3条 <u>閲覧等の場所における概要書等の閲覧等の時間</u>は、毎日（総社市の休日を定める条例（平成17年総社市条例第2号）に規定する市の休日を除く。）午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時15分までとする。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する<u>閲覧等の日及び閲覧等の時間</u>を変更することができる。</p> <p>(<u>閲覧手続</u>)</p> <p>第4条 <u>概要書等を閲覧しようとする者は、当該閲覧に係る建築物、工作物、昇降機又は道路の位置（以下「建築物等」という。）を特定し、所定の閲覧等申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が公益上特に必要であると認めた場合には、この限りでない。</u></p> <p>(<u>閲覧等の場所以外での閲覧の禁止</u>)</p> <p>第5条 <u>概要書等は、閲覧等の場所以外で閲覧してはならない。</u></p> <p>(<u>閲覧の停止又は拒否</u>)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、<u>概要書等の閲覧</u>を停止し、又は<u>閲覧を禁止</u>することができる。</p> <p>(1) <u>概要書等を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがある者</u></p> <p>(2)及び(3)略</p> <p>(<u>概要書等の写しの交付</u>)</p> <p>第7条 <u>概要書等の写しの交付を受けようとする者は、当該概要書等の写しの交付に係る建築物等を特定し、所定の閲覧等申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、<u>概要書等の閲覧等</u>について必要な事項及び様式については、市長が別に定める。</p>	<p>(<u>閲覧時間等</u>)</p> <p>第3条 <u>閲覧場所における概要書の閲覧時間</u>は、毎日（総社市の休日を定める条例（平成17年総社市条例第2号）に規定する市の休日を除く。）午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時15分までとする。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する<u>閲覧日及び閲覧時間</u>を変更することができる。</p> <p>(<u>閲覧手続</u>)</p> <p>第4条 <u>概要書を閲覧しようとする者は、<u>建築計画概要書等閲覧申請書（別記様式）</u>に住所、氏名及び閲覧理由その他必要事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(<u>概要書の持ち出し禁止</u>)</p> <p>第5条 <u>概要書は、閲覧場所以外に持ち出してはならない。</u></p> <p>(<u>閲覧の停止又は拒否</u>)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、<u>概要書の閲覧</u>を停止し、又は<u>閲覧を禁止</u>することができる。</p> <p>(1) <u>概要書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがある者</u></p> <p>(2)及び(3)略</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、<u>概要書の閲覧</u>について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p><u>別記様式（第4条関係）</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。